

テーマ5 消防同意

建築物からの火災を予防し、火災から人命や財産を守るためには、計画段階から配慮をする必要があります。建築主事が建築計画が適法であるかをチェックする「建築確認」を行う場合は、原則として、あらかじめ管轄の消防長又は消防署長の同意が必要とされています。「建築確認」における消防機関の関与は、「消防同意」と呼ばれています。同意は、申請の簡素化を図りつつ、消火活動のみならず、火災予防行政も担当している消防機関が、建築物の計画段階から防火安全性の確保のための指導、助言を行う、非常に重要な意義を有しています。

キーワード

- 消防同意
- 建築確認
- 建築主事
- 防火に関する規定

**“要旨”と“キーワード”で
テーマの概略を
把握できるので理解が容易!**

1 同意とは

予防の仕事に「消防同意」がありますが、そもそも「同意」とは何でしょうか。「同意」という言葉の意味を辞書で調べると「①同じ意味、②同じ意見、③他人の意見に賛成すること」(広辞苑)とあります。誰の求めにより、誰が、何のために、何を対象に、どのような要件で同意するのでしょうか。

消防同意は、消防法第7条に定められていますので、法文を区切りながら見てみます(図1)。同意を求めると、同意を求むる人は「確認等をする行政庁など」、同意をする人は「管轄の消防長又は消防署長」です。

消防法第7条第1項

- ・建築物の新築、増築、改築、移転、修繕、模様替、用途の変更若しくは使用について許可、認可若しくは確認をする権限を有する行政庁
- ・若しくはその委任を受けた者
- ・又は建築法第6条の2第1項の規定による確認を行う指定確認検査機関

は、当該許可、認可若しくは確認又は同法第6条の2第1項の規定による確認に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長の同意を得なければ、当該許可、認可若しくは確認又は同項の規定による確認をすることができない。

したがって、消防関係法令以外でも、防火に関する規定に違反している場合には、消防長又は消防署長は同意しないことになります。

表 建築確認が必要な建築物と消防同意期間

建築法	用途・構造	規模	工事種別	確認期間	同意期間
第6条第1項第1号	①特殊建築物	その用途の床面積 > 100㎡	新築 増築 改築 移転 大規模修繕 大規模模様替 用途変更 ※2	35日	7日
第6条第1項第2号	②木造	階数≧3 又は 延べ面積>500㎡又は 高さ>13m 又は 軒高>9m	同上	同上	同上
第6条第1項第3号	③木造以外	階数≧2 又は 延べ面積>200㎡	同上	同上	同上
第6条第1項第4号	④都市計画区域等の区域内で①～③以外の全ての建築物	規模に関係なし	同上	7日	3日
第93条第1項	防火地域、準防火地域以外の区域内における住宅 ^{※1} (長屋、共同住宅等を除く。)	制限なし	同上	①～④の区分による	同意不要

※1 一般専用住宅及び住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満かつ50㎡以下の併用住宅
 ※2 新築：建築物のない敷地に、新たに建築物を造ること
 増築：建築物の床面積を増加させること
 改築：建築物の一部又は全部を取り壊し、同一敷地内に、位置、用途、規模及び構造の著しく異なるない建築物を造ること
 移転：同一敷地内で、建築物の位置を移すこと
 大規模修繕：建築物の主要構造部の1種以上の過半を、原状回復すること
 大規模模様替：建築物の主要構造部の1種以上の過半を、元の状態と変更すること
 用途変更：一の特種建築物から他の特殊建築物に変えること又は特殊建築物以外の建築物に変えること

予防業務で必要とされる基礎知識について、実務向けの内容を選び出し、分かりやすく解説!

テーマ23 防火査察

「防火査察」の目的は、火災危険の排除です。防火査察は、立入検査から始まり、消防法令違反の是正指導、違反処理まで続きます。

立入検査では、消防対象物や危険物施設に立ち入り、検査と質問によって現状の確認を行います。その結果は、立入検査結果の通知書を作成し、違反の指摘事項を是正すべき者に交付します。

違反の是正指導を行っても違反が是正されないときは、警告、命令、告発などの違反処理を行います。

キーワード

- 防火査察
- 立入検査
- 警告
- 命令
- 告発

防火法は、生命・身体・財産を火災から守るため、国民に火災予防に関する様々な義務を定めています。それらは必ずしも自主的に守られるとは限りません。関係者が法に定める義務を果たすよう促すために、防火法から働き掛けを行う必要があり、その一つの「防火査察」について説明します。

防火査察

防火法で規定されている用語ではありません。いわゆる査察業務全般を指す言葉で、出火の危険、避難障害などの危険性を排除することが目的です。

防火法は、火災予防上の最低限のルールとして、防火管理者の選任や消防用設備等の設置など、防火対象物の関係者などが果たすべき義務を定めています。しかし、関係者の自主防火だけでは義務が履行されているとは限りません。

火災危険を察知することと「違反の是正指導による是正」の大きく二つの内容に分けられます。前者は、防火法から働き掛けを行う必要があり、その一つの「防火査察」について説明します。

図表を豊富に掲載して、視覚からも理解を促進!

防火区画の構造

火災及び床
火災は建築物の中から燃え広がることもあれば、外壁の窓などから屋外に噴き出した炎が隣の部屋上の階に燃え広がる場合があります(図3)。



これを防ぐために、面積区画、高層区画、堅穴区画をつくっている部屋の外壁部分は90cm以上の火構造とすることが求められています。この措置をスパンドレルといいます(図4)。



最新情報はこちらから!

東京法令 検索

東京法令出版公式 Twitter アカウント

@tokyo_horei

申込書

テーマで学ぶ 予防のイロハ —消防の基礎知識— 申込部
 定価(本体1,700円+税) [コード13167] <送料は実費、2部以上はサービス>

貴社の個人情報に関する下記取扱いに同意し、上記のとおり申し込みます。 平成 年 月 日

お取扱者(自署) (TEL - -)

〒 お届け先住所

団体名 部署名 公用 私用

個人情報の取扱いについて 東京法令出版株式会社 個人情報保護管理者 専務取締役
 *お客様の個人情報は、契約の履行及び関連商品の案内に利用します。
 *本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、第三者に提供しません。
 *利用目的達成に必要な範囲内で取扱いの一部を委託することがあります。
 *本人からの個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加又は削除・利用の停止・開示の求めに応じます。
 *個人情報に関するご照会・お問い合わせ等は、弊社窓口(TEL:026-224-5441, privacy@tokyo-horei.co.jp)までご連絡ください。
 *個人情報の提供は任意ですが、提供いただけない場合は、お申込みをお受けできないことがあります。

この申込書は、このままFAXで下記宛にお送りください。
 ■申込先
東京法令出版株式会社 受注センター
 〒381-0022 長野市大豆島3111
FAX 0120-338-923
TEL 0120-338-272
 (携帯電話からもお申込みできます。)

会社使用欄	団体コード	<input type="checkbox"/> 納品済 <input type="checkbox"/> 請求済 <input type="checkbox"/> 領収済	入力印字シタク
	得意先コード		
	在庫	ラベル	〒